# 宇部市国民保護計画(案)に対する意見への回答について

# 1 「宇部市国民保護計画(案)」全般

# (1)計画作成について

「計画」(案)を読んで、1933年(昭和8年)8月11日付け「信濃毎日新聞」の桐生悠々の評論「関東防空大演習を嗤う」を思い浮かべました。藤田市長に一読を進めたいと思います。

「計画」は、国が基本方針や消防庁のモデル計画素案などに則しているので、日本 国憲法の平和原則、民主主義、基本的人権、地方自治の立場が配慮されていると思 えません。

米軍・自衛隊のためのものでなく、憲法違反の海外侵攻への「計画」でなく、「住 民福祉の向上、安全保持」からみて、内容に多大の疑念を持ちます。

国民保護法は「国民を保護するための訓練」として平時から発動されることに企図があります。国民の「戦争意識」をつくり高めることを危惧します。

有事(戦争)は自然災害と異なり人為的におきる人災であります。戦争であり、敵がいるので軍事優先であり、国民の自由と権利の侵害は必至になるのです。自然災害と混同してはなりません。

平素から自治体は、自衛隊とともに有事の措置を考える仕組みをつくらざるをえません。自治体の役割の変質を導くでしょう。

国民保護法だけでなく、武力攻撃事態法、米軍支援法、自衛隊法など有事法体系全般からみれば1938年に制定された挙国一致の「国民総動員法」を彷彿とさせます。すべての自治体は政府命令で「計画」を絶対に作成しなければならず、拒否しても代執行が強行されますね。

なぜかくも「計画」の作成が「待ったなし」で強行されるのか市長たちは考えておられるのでしょうか。1993、94年の第一次「北朝鮮核疑惑」の際、米軍と自衛隊は作戦計画をたてました。しかしその際、アメリカ軍への補給支援の一つをとっても日本に当時有事立法が制定されていないことが作戦実行上の隘路になりました。そのことはよくご承知のことと思います。自衛隊などが図上演習などで「仮想敵国」に北朝鮮が今日も想定されています。

核保有宣言、核実験、拉致問題、弾道ミサイル発射実験、麻薬、二セ札疑惑、金正 日独裁体制などの報道に北朝鮮に対し国民が不安、不信、疑惑、怒りが拡がりつつ あるのは確かです。だからといって日本は憲法9条により、国際紛争に絶対に武力 行使による解決をしてはならないことも自明の理であります。また北朝鮮などがア メリカ軍などの先制攻撃やその予測事態がない限り日本本土への「計画」にあるよ うな事態は起こりえないのです。

「計画」にあるような武力攻撃事態が万一起きれば悲惨さ、損害ははかり知れません。絶対に戦争を起こしてはならないことが最大の「国民保護」なのです。「備えあれば憂いが増す」事態をつくってはなりません。

NBC攻撃が現実に起きた時の防災措置の不可能さを知らなければなりません。本 土決戦、弾道ミサイル攻撃などの対処の軍事戦略を熟知して「計画」しているとは 思えません。戦争を起こさない運動、国際紛争などの平和的・外交的解決に向けて の平素からの世論づくりこそ必要です。

国の「基本方針」有事想定八類型のマニュアルは、具体的な想定事態を前提にした 計画になっておらず、それに多額の費用や手間をかけるので再検討すること。 広島市の医師会には世界中の医師会から、核兵器の攻撃を受けた時の対策について の問い合わせが来る。それに対して広島市医師会は、「核兵器による攻撃を受ける と、医療機関が破壊されるだけでなく、医療従事者も一瞬にして死滅してしまうた め、対策を立てる事はできない。核兵器をなくす運動が大切である」という趣旨の 返事を送っている。61年前の広島型原爆でさえ宇部市を壊滅させる威力がある。 その数百倍の核兵器が炸裂した場合を想定して、市民を保護する有効な計画を立て ることができるであろうか。有効な対策を立てる事はできないという認識に立つべ きであり、「風下への避難を避ける。」といったまやかしの対策を立てる事に反対で ある。戦争は天災ではなく人間が作り出した最大の不幸である。第2次世界大戦後 の全ての戦争は自国の防衛という大義で始まっている。国民保護という言葉で戦争 の準備をするということは、日本を普通に戦争が出来る国への準備につながってい ると考える。地方自治体といえども友好・平和への不断の努力が市民を守る最大の 道である事を認識し、行動をとるべきでなかろうか。「宇部市国民保護計画」をつ くるべきかどうか市民に問うてみてはどうか。

私たちは、女性の立場で平和、くらし、子どものしあわせのために活動しています。この度出された宇部市国民保護計画(案)は、「国民(市民)を保護するため」として、平素から訓練などを企図されていますが、内容に多大の疑念を感じます。日本は戦後60年間、戦争放棄をうたった平和憲法の下、他国の人はもちろん、日本人の命も一人として奪うことはありませんでした。宇部市国民保護計画(案)の第5章に武力攻撃事態が想定されていますが、「有事」の想定を行うよりは現実にそのようなことが起こらないように平素より戦争を起こさせない運動、国際紛争の平和的解決に向けての世論づくりこそ必要なのではないでしょうか。「戦争を起こさせない」ことこそが最大の「国民保護」だと考えます。今必要なのは、平和憲法を守り、それを世界に広げることこそするべき、されるべきものではないかと考えます。

宇部市では、国の「国民保護法」にもとづいて「宇部市国民保護計画」を作成されると言うことですが、国が決めたらその通りにすべて従わねばならない、ということには反対です。この「国民保護法」は仮想敵国を想定し、武力攻撃や大規模テロの事態から国民を守る「危機管理」の名目で、中央指令のもとに地方自治体、治安機関、運輸通信機関をはじめ末端では町内自治会、ボランティア活動まで総動員するという大変危険性の高いものです。戦前、戦中の国民を戦争に駆り立てた「一億総動員」に似ている。当時はこれに協力しない者は『非国民』とされ差別されたが、今度はこれに反対、もしくは協力しない者は、国の方針にそむく『非協力者』として白い目で見られる事態となるものです。この「国民保護法」は当時国会で年金問題が大きな議論となっていた時、この隙間を狙って十分な審議もないまま通されたもので、政府・与党の巧妙な国民だまし手口であったとも言えます。このような計画を実施すれば膨大な費用がかかることになる。庶民には次々と負担を押しつけながら、一方でこのような日本を戦争する国に導く有事計画には、惜し気もなく金をかける今の政府・与党の政治に怒りを感じるものです。

武力攻撃やテロ等の事態が起こらないようにするのが、国政や地方自治体の役割だと思います。

そもそも国民保護法をはじめとする有事法制は、いわゆる戦争を含む「武力攻撃事態」を念頭に置いた法制度であり、日本国憲法前文および第9条の遵守に基づく取り組みを日本国政府が実行しておれば、本来起こり得ないものです。もし「武力攻撃事態」が生じるとすれば、日本政府および国会の憲法遵守の取り組みの怠慢です。宇部市としては、日本政府に対し憲法99条に基づき日本国憲法遵守を求める必要があるのではないでしょうか。

## 戦争の準備ですか?

本計画案作成は国からの要請に基づいて作成されたものと思うが意味がない若しくは不要として作成していない市町村ある。しかるに本市は何故作成されたのであるうか?期間が短いこともあり(作成案を手にして2日)充分に読み込んだとは言えない状況であるが、これで我々を保護できる又は安全とは思えない。本案作成に係わる時間・費用等考えると全く無駄としか思えない。本当に宇部市民を守りたいのならもっと別な有効な手段があると思うが。何より国が県がではなく宇部独自のもの宇部ならではの対策方針が打ち出せないのでは市としての自治は無いに等しいと思う。国民保護計画のみならずもっと国からの要請に対し巍然とノーと言うべき所は言ってもらいたいと市政を預かる方にお願いしたい。

#### 【回答】

戦争や侵略行為を未然に防ぎ、テロ活動などを回避する努力や平和への取り組みの努力を積み重ねることは当然のことと思います。しかし、こうした外交努力等にもかかわらず、万一、武力攻撃などにより国民の安全に被害が及ぶ事態が発生またはそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命等を保護する必要があります。平成16年9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)第35条の規定により、市町村長に対し、国民の生命・身体・財産を保護するため、国民の保護に関する計画の作成が義務づけられ、武力攻撃などの事態が発生した場合には、国・都道府県・市町村・関係機関などが連携協力し、国民保護のための措置を行うこととなりました。

宇部市国民保護計画は、社会を日常的に軍事化しようとするものでも戦争の準備をするものでもなく、国民の生命、身体、財産を保護するためのものであり、国民生活への影響等を最小にするという視点から、国民保護法、基本指針、県が作成した市町国民保護モデル計画、山口県国民保護計画を基に、計画に必要な内容を記載したものです。

国民保護措置は新たな取り組みです。基本指針においても、国民保護措置について絶えず検証がされていくべきものであり、政府は、その検証に基づき必要に応じて基本指針の変更を行うとしています。従って、計画作成後も、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果などを踏まえて、不断の見直しを行い、計画の実効性を高めていく必要があります。

万一の事態の時に、国民を最大限守る努力は必要ですし、そこに備えていくことまで も排除すべきではないと考えています。

## (2)保護対象について

計画には、教育機関、生徒、児童を組み入れないこと。

## 【回答】

この計画は、市民だけでなく、観光や商用等で市内に滞在している市外に居住する国民や外国人などの方も保護の対象としていますので、生徒や児童も当然その中に含まれます。文部科学省の国民保護計画においても、児童生徒等の生命・身体の安全を図ることが明記されています。

# (3)無防備都市宣言について

核兵器の問題では、全国的に「非核都市宣言」のような実績もあります。自治体として、例えば、「無防備都市宣言」をするなど、市民の意見を聞けばいろいろとやるべき知恵はでるのではないでしょうか。

米軍の作戦に巻き込まれてしまうよりも、ジュネーブ条約第1追加議定書第59条で保障された無防備都市を宣言した方が住民の生命・身体や財産を守れるのではないでしょうか。

# 【回答】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)の第59条は、紛争当事者が攻撃することを禁止した「無防備地区」について定めています。同条の2に基づいて「無防備地区」の宣言をすることができる「紛争当事者の、適当な当局」については、当該地区の防衛に責任を有する当局、すなわち、国において行われるものであり、地方公共団体が「無防備地区」の宣言を行うことはできないものと理解しております。

### (4) 予算について

東京都では、「治安回復に向けた取り組み」関係の予算が、平成15年3.1億円から平成17年109億円と急増しています。宇部市の場合、このような取り組みの予算措置に耐えられるのでしょうか。

#### 【回答】

本市として、必要な予算の確保については努力したいと考えています。なお、国と共同して行う訓練及び住民避難や救援などの措置に係る費用については、地方公共団体の職員の給料等を除き、国が全額負担することとされています。

### (5)周知方法について

宇部市国民保護計画(案)を全世帯に配布したうえで、意見の募集をすべきではないでしょうか。仮に、宇部市国民保護計画(案)が全世帯に届けられたとしても、意見の募集期間が短すぎると思いますが。

出前講座、あるいは校区別に、宇部市国民保護計画(案)の説明会を開いて市民の 意見をきくべきではないかと思います。 12月7日にはじめて宇部市国民保護計画(案)に接する機会がありました。(案)の全文に目を通し意見をまとめるには一定の時間が必要です。改めて、宇部市国民保護計画(案)を全世帯に配布し、その上で意見の募集をして下さい。全国の自治体のなかには策定しないところもあると聞きました。宇部市国民保護計画を性急に策定する緊急性はないのではないでしょうか。

国民保護法には、自治体の「国民保護計画」(以下「計画」という)作成の期限は明示されていません。市民全体に直接関わり、かつ市民の協力がなければ実効性のない計画を住民説明会や市の「広報うべ」などでの紹介とあわせた意見集約もないまま、ネット上のパブリックコメント募集と市役所での閲覧のみの意見集約で策定されることは、憲法92条(地方自治の基本原則)および地方自治法第1条、第1条の2の規定に鑑みて、大きな問題があるのではないでしょうか。

東京都北区などでは、全戸に「計画」案を配布し、意見を求めています。国民保護法および「計画」案の規定では、いったん策定された「計画」は、議会等への報告義務はあっても、承認は必要ありません。さらに、「計画」の策定も改正も「市国民保護協議会の意見を尊重する」(計画案第1章5)とはされていますが、市長の判断で作成できるという仕組みになっています。宇部市の場合、「男女共同参画条例」制定にあたって、審議会の答申とかけ離れた条例案を議会に提案した実績があります。「計画」策定にあたっては、議会や市民のチェック機能が存在しない仕組みになっているだけに、「住民自治」「情報公開」の観点からも、策定時期を延期して、「広報うべ」での広報活動とともに「住民説明会」を少なくともすべての自治会で開催し、全市民の意見を集約することが必要ではないでしょうか。

コメントの募集期間が短すぎます。

膨大な量です。周知徹底の工夫をしてください。

市民の命に関わる重要な問題だと思いますので、よく理解できるように「出前講座」なども活用できるようにしていただきたいです。ホームページ、ふれあいセンター、市役所 1 階で閲覧ということでは、パソコンに馴染みの無い人にとっては、読み込むことは楽ではないと思います。このようなことを考慮すれば、パブリックコメントの募集期間が 1 ヶ月もないのは短いと思います。

いずれ公聴会が開かれるのでしょうか?「やらせミーティング」のようにならないようにお願いします。

自然災害から住民の生命、身体及び財産を守るための施策を充実強化していくことが、そのまま武力攻撃事態等の国民保護の体制整備にもつながるものであり、また、国民保護の体制整備が、そのまま防災体制にもつながるものと思います。このような観点から、宇部市国民保護計画(案)に基づき、住民への国民保護に関する啓発を行い、住民の理解の下に防災(自然災害対策)と併せて、国民保護計画を着実に推進していただきまよう要望いたします。

住民に対する強制や危機意識をあおる広報活動はおこなわないこと。

# 【回答】

計画の策定にあたっては、国民保護法により宇部市国民保護協議会条例を制定するとともに、この条例に基づく協議会及び幹事会を開催し、国の基本指針、山口県国民保護計画、市町国民保護モデル計画を基に素案をとりまとめるとともに、パブリックコメン

トを実施したものです。このパブリックコメントの実施にあたっては、11月10日に 報道発表し、11月15日号の広報うべにも意見募集のお知らせを掲載したところです。 なお、国民保護に関する啓発については、国及び県と連携しつつ、様々な広報媒体等を 利用して実施していきたいと考えています。また、策定の時期については、総務省消防 庁通知により、平成18年度中とされています。

# 2 「第1編 総論」

# (1)国民への協力の要請・支援について

自主防災組織、自治会、ボランティアなどの「協力」「支援」の名のもとに訓練や 演習などに動員、協力を要請することは、相互監視社会の恐怖を増すばかりです。 「支援」を求めてはなりません。

ボランティア団体等に対する支援について、自然災害対策と混同しないことです。 警報内容の伝達、避難に関する基本的事項について痛感します。

自治会、自主防災組織、ボランティアなどを「計画」に組みこむ事項は削除すること。

自主防災組織を組み込むのはどうなのでしょうか?

自主防災組織(自主防災会)及び自治会等への指導・充実等の支援についても、要望いたします。

#### 【回答】

国民保護法第4条第2項に規定するとおり、国民の協力は、その自発的な意志によるものでなくてはならず、協力要請が強制になるようなことがあってはならないと理解しています。国民の保護の措置に関連するボランティア活動に対しては、武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧を対象に、自発的な意思による活動であること、安全が確保されていることに十分配慮して、円滑な実施ができるよう支援したいと考えています。また、自主防災組織、ボランティア等に対する支援については、計画において明記しています。

# (2) 宇部市の特性について

日米の軍事施設が存在しないことを生かすべきです。

# 【回答】

山口県国民保護計画には、その特性として在日米軍基地がありますが、宇部市には存在しないので挙げていません。宇部市の特性としては、石油コンビナート、山口宇部空港が存在することを挙げています。

#### (3)武力攻撃事態等の想定について

どのような場合と事態に武力攻撃が想定されているのでしょうか。八類型の想定と その対処は荒唐無稽的発想です。宇部市における事態の特徴・留意点がなくマニュ アル通りの感はいなめません。

#### 【回答】

武力攻撃事態や緊急対処事態の想定については、国の基本指針に規定されています。 また、国民保護法は、県国民保護計画に基づいて計画を作成することを義務づけており、これに沿った計画策定を進めています。

## (4)基本的人権について

「計画」案「第1編第2章「国民保護措置に関する基本方針」(5)「国民の協力」」では、「国民はその自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする」と規定されていますが、「平素からの備えや予防」「訓練」などで実質的な強制がされない保障はありません。協力できない市民の人権保障は、どのように担保されているのでしょうか。

「基本的人権の尊重」についてであるが、国民の自由と権利に制限が加えられる場合があることが述べられている。その具体的事例を示していただきたい。あらかじめ想定されるどういう場合に、どういう方法で、国民の自由と権利が制限されるかを明示して議論すべきではないだろうか。また、その制限と(5)「国民の協力」で述べられているあくまで市民の自発的意思による協力とは抵触することはないのだろうか。

#### 【回答】

国民保護法では、国民に不利益を課す場合において、手続きが適法であること、法律に規定があること、規定が明確かつ合理的であることが求められていると解釈されます。武力攻撃事態等においても、憲法の保障する基本的人権は尊重されるべきであり、協力や避難の強制措置については、要件や手続きが法に定められています。各事態に対応する保護措置は千差万別の事象が発生するため、制限を事前に規定しておくことは困難であると思われます。

国民の協力は、国民保護法第4条第2項に規定するとおり、自発的な意志によるものでなくてはならず、協力要請が強制になるようなことがあってはならないと理解しています。

# (5)要援護者への対応について

「計画」案「第1編第2章「国民保護措置に関する基本方針」(6)」で「高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施」などが、文言としては何度か登場しますが、視覚障害者・聴覚障害者への情報伝達手段の準備、車椅子の方などへの移動可能な場所の割り当て、心臓病・糖尿病等の方の薬や酸素の確保等、具体的な手立てが示されていないようです。どのような計画になるのでしょうか。

視覚障害者の方にきちんとした対応をしてください。

視覚障害者の方への周知徹底はどのようにされますか。

高齢者、障害者などへの配慮は『留意する』とされ、措置従事者の安全は『配慮する』とされているが、その表現の温度差は、実際行動の差に直結しないのだろうか。 最後に、入院患者などへの配慮は文言となっていないが、「高齢者、障害者など」 に含まれるとされているのだろうか。病院に対しては相当の協力が求められるだろ うが、病院が責任を持っている患者の保護はきわめて深刻な問題である。これにつ いての配慮が文言に現れていない点、弱者保護の姿勢の欠如の象徴のように感じら れる。

#### 【回答】

高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮については、山口県国民保護計画と整合性を保つため同様の記述をしていますが、同項の「その他特に配慮を要する者」とは、身体上または精神上の理由等により自らの置かれている状況を理解・判断し、適切に行動することが困難な者をいい、ご指摘のような方や病人、乳幼児はこれに該当するものと考えています。『留意する』と『配慮する』も同様で、表現の違いによる対応の差はありません。災害時要援護者の避難については、第2編第2章において記載しているように、自然災害時への対応マニュアルを活用しつつ、避難対策等を講じることとしています。

## (6)情報提供について

「計画」案「第1編第2章(3)」で、「情報提供」の規定がありますが、自然災害の場合の対策は住民への情報公開が危害を大きくしない対策上も有効性があると考えられます。ところが、武力攻撃事態の場合、自衛隊等の部隊の展開と軍事機密に属するものは当然「機密」扱いにされ、情報が公開されることはありません。自衛隊法改正で「軍事機密」保護のための法改正が行われ、自衛隊員ばかりでなく適用対象の拡大と罰則の強化が図られています。どのように住民への情報公開がなされるのかが不明です。

### 【回答】

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第3条第5項において、「武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。」と定められており、また「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」第7条において、「政府は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、合衆国軍隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うものとする。」と定められています。

# 3 「第2編 平素からの備えや予防」について

# (1)市職員の役割について

平時と有事の全職員参加の服務基準、研修、訓練における批判と問題点の指摘が職員や自治体労働組合に許される措置がとられていません。

### 【回答】

第1編第2章(8)国民保護措置に従事する者等の安全確保において、市の基本方針と して国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮することとしています。 なお、労使間の問題と本計画策定自体は、関わりのないものと考えています。

## (2)無線の整備について

「計画」案「第2編第1章第4「情報収集・提供等の体制整備」2「警報等の伝達に必要な準備」(2)」で、「防災無線の整備」をあげられていますが、本当に市の財源を使って整備される考えでしょうか。そうであるなら、自治体合併によって中山間地を含む地域が拡大したため、電波の届かない地域が出ないように、移動無線中継車の配備が必要になります。また、宇部市内全戸に受信機配備が必要になります。全市民が受信機設置のための費用負担を了解し、整備ができると考えられているのでしょうか。

### 【回答】

防災無線については、ご指摘のとおり財政的に厳しい状況ですが、平成23年度の地域防災無線制度廃止に伴う再整備について検討してまいりたいと考えています。

#### (3)訓練について

自治体の防災対策は自然災害対策を優先すること。自衛隊との共同演習は行わない こと。

「計画」案「第2編第1章第5「研修及び訓練」2「訓練」」、および「計画」の規定がありますが、「武力攻撃事態」のうち「着上陸侵攻」を除くと「事前予測困難」「短時間で着弾」など、ほとんど対処方法がないように思います。やはり規定そのものの意味がほとんどないのではないでしょうか。

#### 【回答】

関係機関との連携については、国民保護法第42条において、関係機関と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならないこと、またこの場合において、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとされています。自然災害と武力攻撃事態は別のものですが、災害の発生を最小限に食い止めるという観点から、飲料水の備蓄・住民の避難等、関連する部分も多く、実際に訓練を実施する際は、関係機関の連携や避難誘導等、共通した事項が多いので、これまでの地域防災計画に基づく取組みの蓄積を活用することを考えています。また、計画において、武力攻撃の類型に応じた避難誘導について定めていますので、それらに迅速に対応するための訓練が必要と考えています。

# 4 「第3編 武力攻撃事態への対処」

## (1)対処全般について

市対策本部の設置等のシミュレーションとその意図、全庁臨戦体制、住民避難誘導とその留意事項のシミュレート、避難指示、NBC攻撃に対する災害対処は、荒唐無稽と思われます。真面目さを疑いたくなる内容に唖然とします。想定に無理があるのではないでしょうか。

## 【回答】

市の活動体制、住民避難や武力攻撃災害への対処などは、国の基本指針や山口県国民保護計画に示されており、本市もそれに添って計画を策定しています。なお、国民保護法は、山口県国民保護計画に基づいて、計画を作成することを義務づけています。

### (2) NBC攻撃について

現在、宇部市で最も可能性の高い攻撃は天然痘の散布だと考えますが、散布された と感知する機構、ならびに、対策はどのようになっているのでしょうか。

### 【回答】

NBC攻撃への対処は、特殊な装備や専門的知識を有した訓練された要員が不可欠であることから、国の責任において対処されることになっています。

天然痘などの生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するときまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤の散布が判明したときには、二次感染などによる被害が拡大している可能性があります。従って、明らかに異常な感染症の発生動向が認められた場合は、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)が行われ、速やかに関係省庁等に連絡されるとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等の提供、感染源及び汚染地域の特定がなされ、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、蔓延防止が実施されます。

市においては、国の指示に基づき関係機関と連携をとりながら、必要な対応をとることになります。

### (3)避難について

避難方法だが、たとえば、宇部空港や宇部港が交戦国の上陸で占拠されてしまったときはどう避難するのだろうか。自衛隊や米軍はあらゆる交通網を独占して宇部市の海岸に接近しようとするだろうが、そのときに、市民はどのような避難路を示されるのか、例を挙げて検討内容を具体的に示していただきたい。

多くの自治体の防災計画では、一人当たり1畳(1.65㎡)を基準に避難場所の確保を計画しています。また、国連難民高等弁務官事務所の「緊急対応ハンドブック」では、一人当たり4.5㎡が必要とされています。「武力攻撃事態」では、全市民の避難も想定されます。可能な計画が作れるのでしょうか。

「計画」案では、「自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等」の規定は存在しますが、 日米安保条約に基づいて米軍の出動も考えられます。そもそも「米軍の作戦はフリ ーハンドだが、その米軍への兵站の提供は責務」というのが有事法制の構造です。 自由に行動する米軍の作戦と市民の避難は両立するのでしょうか。

## 【回答】

各事態に対応する保護措置は千差万別の事象が発生するため、全ての事態に対する避難方法を想定することは困難ですが、複数の避難実施要領のパターンを平成19年度において作成する予定としています。関係機関との協議の中で、より実効性のある要領を作成するよう努力したいと考えています。

また、道路交通法第114条の5では、公安委員会は防衛出動が発せられた場合において、自衛隊又は米軍による排除行動が的確かつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、自衛隊等以外の車両の通行禁止又は制限することができることとされていますが、国は総合的な判断に基づき、道路の円滑かつ効果的な利用を確保する必要性から、「武力攻撃等における特定公共施設等の利用に関する法律」において、道路の利用指針を定めることができるとしています。特別な事情または危険性が確認されない限り、住民の避難は優先されるべきと考えています。

# (4) 宇部・小野田地区石油コンビナート等特別防災区域について

宇部興産をはじめとする海岸線上の工場群が攻撃を受け、爆発炎上したとき、どういう危険が市民に及ぶのか、通常の災害とは質を異にした不安がある。たとえば有毒ガスなどの大量流出はないのか。これについて企業側は、さまざまな場合を想定して情報開示を行っているのだろうか。市として情報を受けとっているのなら、その一端を示してほしい。

#### 【回答】

宇部興産をはじめとする海岸線上の工場群は、宇部・小野田地区石油コンビナート等特別防災区域に指定されおり、それに係る武力攻撃災害については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されるため、消防本部等の関係機関への通報がなされるなど山口県石油コンビナート等防災計画に基づいた対応が取られます。また、危険物質については、山口県石油コンビナート等防災計画に記載されています。

### (5) 所掌事務について

【各部局等の所掌事務】の表の欄外に「 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するものとする(市対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)」と記載されている。この事項は、市対策本部で措置を決定し、その措置を各部局で実施するということにおいて、極めて重要な手続き部分であると思いますのでこれは、前面に打ち出して記載すべきであると思います。この場合において、次のことを考慮すべきではないでしょうか。実際の実行面において、市対策本部長の意思決定を適切に補佐できる体制の整備(補佐機能の設置)が必要ではないか。つまり、各部局等からその部局等の事務を統括できるような者を集めて対策本部の補佐体制を構築し、対策本部長の意志決定が各部局等に的確に伝わるよう、全庁的な体制を確立して実施するものであるということを、前面に記述することです。

### 【回答】

市対策本部においては、本部長の下に副本部長を設けるとともに各部局から支援要員 を派遣して、円滑な連絡調整を図ることとしており、適宜補佐する体制はできているも のと考えています。

また、欄外の記述は、ご指摘のとおり重要な部分ですので、適切な位置に記載したいと考えています。

## (6)教育委員会について

市教育委員会に対する措置の実施の求めとして、「市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるように求める。この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、該当求めの趣旨を明らかにして行う。」と記載されているが、このことは、次の理由により不要であり、削除すべきと思います。(削除の理由)

教育委員会は、行政組織上は、市長部局とは別組織として独立性をもっているが、 宇部市国民保護対策本部においては、市長部局と教育委員会は、宇部市長の下の同 じ組織で一体化されているので、対策本部長が態々教育委員会に対して権限行使の 規定を設ける必要はないということです。

# 【回答】

教育委員会についは、国民保護法第29条第10項の規定により、必要な措置を講ずるよう求めることができるとされているため記述しています。